

平成 29 年 10 月 20 日

各 位

君 津 信 用 組 合

## 子育てサポート企業「くるみん認定」取得について

君津信用組合（理事長 宮澤 義夫）は、平成 29 年 10 月 5 日に厚生労働大臣（千葉労働局長に委任）より、子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得しました。

「くるみん認定」は一般事業主行動計画をたてて、次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく基準に適合した企業に与えられる「子育てサポート企業」の認定です。

当組合は下記の目標・追加認定基準以上を達成し「くるみん認定」を取得しました。平成 29 年 10 月 11 日に千葉労働局と包括連携協定を締結し、千葉県内の企業の働き方改革の円滑な推進及び労働生産性の向上の加速化を図ることに寄与してまいります。



### 君津信用組合の一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…計画期間中に 1 人以上、育児休業、育児短時間勤務制度または子の看護休暇のいずれかの制度を利用すること。

女性職員…計画期間中（または計画期間前 3 年以内の期間と通算した期間）の取得率を 75%以上にする。

目標 2：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

目標 3：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

#### 追加認定基準

1：フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること。

2：月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。

3：法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

以上